

第1 請求の内容

1 請求人

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇

2 請求書の提出

令和4年12月13日

3 請求の内容

本件請求の要旨は、請求書の内容から次のとおりであると解した。なお、原文は、末尾に掲載した。

(1) 請求の趣旨

ア 令和4年度高蔵寺ニュータウン内の市道白山線において3回目の道路舗装工事が施工されている。工事を分離することにより増加する工事費や人的な経費が市に損害を与えており、責任の追及が必要である。

イ 令和4年度高蔵寺ニュータウン内においてマンホール蓋取替工事が施工されている。杜撰な調査による歩道や車が通らない場所にあるマンホール蓋の取替工事により、費用の損害が発生している。

ウ 令和4年1月に発生したクリーンセンター第1工場（以下、「第1工場」という。）の火災（以下、「本件火災」という。）について、クリーンセンター第1工場焼却設備オーバーホールにより令和3年12月22日から令和4年3月15日まで焼却炉は休止した状態であったにもかかわらず、なぜ本件火災が発生したか原因の究明が必要である。

エ 本件火災により第1工場が休止したにもかかわらず管理委託費が減額されていないことは違法・不当な公金の支出である。

オ クリーンセンターのごみ処理について、クリーンセンター第2工場（以下、「第2工場」という。）には280t/日という処理能力が備わっているにもかかわらず、第1工場と第2工場の2工場体制を維持管理しているのか。

(2) 措置要求

市長に対し、上記(1)ア～オについて、責任を明らかにし損害の補填をさせることを請求する。

第2 要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条に規定する要件を備えているものと認め、監査を実施した。

第3 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

地方自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出及び陳述の機会を設けた。請求人から追加の証拠の提出はなく、また、陳述を行わない旨の申出があったため、陳述の聴取は行わなかった。

2 監査対象事項

令和4年度高蔵寺ニュータウン内の市道白山線（市道137号線）において道路舗装工事を分離して施工することにより増加する工事費及び人的な経費を支出すること、令和4年度高蔵寺ニュータウン内において杜撰な調査による歩道や車が通らない場所にあるマンホール蓋の取替工事に要する費用を支出することが違法・不当な公金の支出と認められるか否かについてを監査対象とした。また、市民の持込ごみの受入停止（令和4年1月18日）から受入再開（令和4年3月1日）までの期間を請求人が主張する本件火災により第1工場が休止した期間と解し、本件火災後の令和3年度の管理委託費が減額されていないことが違法・不当な公金の支出と認められるか否かについてを監査対象とした。

なお、地方自治法第242条に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の長等又は職員についての違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実によって、当該普通地方公共団体の被った損害に対し、請求に理由があると認めるときは必要な措置を講ずべきことを勧告し、その損害を補填させ、又は損害の発生を未然に防止させることを目的としている。よって、本件火災原因を究明すること及び第1工場と第2工場の2工場体制を維持管理していることについては、財務会計上の行為に当たらず、また、請求人が求めることができる措置に該当しないことから監査の対象とはならない。

3 監査対象部局調査

本件請求に係る事務を執行した、建設部の職員（建設部長等）、上下水道部の職員（上下水道部長等）及び環境部の職員（環境部長等）に対して説明を求め調査を行った。

第4 監査の結果

1 確認した事実

建設部、上下水道部及び環境部への調査及び関係資料により、次のとおり確認した。

- (1) 令和4年度高蔵寺ニュータウン内の市道白山線における道路舗装工事

(以下、「本件舗装工事」という。)については、次のとおりであった。

ア 本件舗装工事の概要について

- ①工 事 名 市道 137 号線舗装整備工事 (その 2)
工事場所 春日井市藤山台外 2 町地内
工事内容 延長 313.5m (春日井市立藤山台中学校北側)
契約方法 事後審査型一般競争入札
契 約 日 令和 4 年 3 月 14 日
工 期 令和 4 年 3 月 15 日～令和 4 年 6 月 10 日
契約金額 24,062,500 円
- ②工 事 名 市道 137 号線舗装整備工事
工事場所 春日井市藤山台地内
工事内容 延長 340.0m (消防署東出張所交差点東側)
契約方法 事後審査型一般競争入札
契 約 日 令和 4 年 7 月 28 日
工 期 令和 4 年 7 月 29 日～令和 4 年 11 月 11 日
契約金額 22,902,000 円
- ③工 事 名 市道 137 号線舗装整備工事 (その 2)
工事場所 春日井市藤山台地内
工事内容 延長 100.0m (高蔵寺高校前交差点南側)
契約方法 指名競争入札
契 約 日 令和 4 年 11 月 7 日
工 期 令和 4 年 11 月 8 日～令和 5 年 1 月 27 日
契約金額 8,580,000 円

イ 本件舗装工事に当たって、施工区間をどのように決定しているかについて

市道白山線のような幹線道路については、5年に一度の路面性状調査の結果に基づく修繕計画を基に、交通規制が伴うことによる市民生活への影響を考慮し、現地調査を行った上で工事区間を決定し、状態の悪い箇所から順次舗装工事を行っている。本件舗装工事のうち、ア①については修繕計画に基づくものであり、ア②及び③については道路状態から優先度が高く令和4年度中に工事が必要と判断されたものであった。

(2) 令和4年度高蔵寺ニュータウン内におけるマンホール蓋取替工事 (以下、「本件取替工事」という。)について

市は、長期的な視点で下水道施設全体の今後の老朽化の進展状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検・調

査、修繕・改築を実施し、施設全体を対象とした施設管理を最適化することを目的とし、春日井市下水道ストックマネジメント計画（以下、「ストックマネジメント計画」という。）を策定している。マンホール蓋の取替えについては、ストックマネジメント計画、定期的な施設の点検・パトロール等、市民からの通報により劣化及び損傷の進行具合、「がたつき」「音鳴り」の状況や浮上・飛散防止機能（マンホール内の内圧が何らかの原因で上昇した時にマンホール蓋が飛ばないようにするロック機能）の有無など総合的に判断している。

本件取替工事は、高蔵寺ニュータウンを含む高蔵寺処理区において、雨水 390 箇所、汚水 280 箇所をストックマネジメント計画に基づき実施し、その他は緊急対応により実施したものであり、いずれも事後審査型一般競争入札により契約を締結していた。また、本件取替工事の対象となったマンホール蓋については、現地確認した結果、平成 8 年以前に製造されたものであり、浮上・飛散防止機能が備わっていないものであった。

(3) 第 1 工場の管理委託費について

令和 4 年 5 月 23 日付けで提出された住民監査請求の監査において次のとおり確認している。

ア 第 1 工場について

第 1 工場は第 2 工場の補完的施設として運用されている。第 1 工場の焼却炉は、市民の持込ごみのごみピット（ごみを集積する場所）にある程度堆積したとき及び第 2 工場のメンテナンスの際に稼働しており、年間の稼働日数は約 60 日程度であった。なお、本件火災発生後、第 1 工場は市民の持込ごみの受入停止をしていたが、令和 4 年 3 月 1 日より市民の持込ごみの仕分けスペースとして再開し、市民から第 1 工場へ持ち込まれたごみはトラック等を使用して第 2 工場へ搬出され、処理が行われていた。

イ 本件火災後の第 1 工場に係る委託業務について

第 1 工場への持込ごみの受入れ再開に伴う焼却炉の稼働はなかったものの、ごみピット内のごみの再火災の確認のための監視体制強化、放水を実施する春日井市消防本部のサポートや放水により発生した排水の処理などの業務が増加したため、クリーンセンター運転管理業務委託契約（以下、「本件委託契約」という。）に減額は生じないと市は判断していた。また、本件委託契約は地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約により契約を締結していた。

2 判断

確認した事実等に基づき、令和4年度高蔵寺ニュータウン内の市道白山線において道路舗装工事を分離して施工することにより増加する工事費及び人的な経費を支出すること、令和4年度高蔵寺ニュータウン内において杜撰な調査による歩道や車が通らない場所にあるマンホール蓋の取替工事に要する費用を支出すること、本件火災により第1工場が休止したにもかかわらず管理委託費が減額されていないことについて、財務会計上違法・不当な公金の支出であるという主張について次のとおり判断する。

(1) 本件舗装工事、本件取替工事及び本件委託契約に係る支出について

「第4 監査の結果 1 確認した事実」(以下、「1 確認した事実」という。) (1)ア、(2)及び(3)によれば、本件舗装工事、本件取替工事及び本件委託契約に係る入札、契約及び支出に関する財務会計事務は、春日井市契約規則(昭和40年春日井市規則第6号)及び春日井市会計規則(平成9年春日井市規則第11号)等の規程に基づき行われており、違法・不当といえるものは見受けられなかった。

(2) 本件舗装工事等実施の判断について

地方自治法第2条第14項は、「地方公共団体は、その事務を処理するに当っては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」旨を、地方財政法(昭和23年法律第109号)第4条第1項は、「地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。」旨を規定している。これらの規定は、判決によると「地方公共団体や地方行財政の運営の在り方に関わる基本的方針を定めたものであって、かかる基本的指針に適合するか否かは、当該地方公共団体の置かれた社会的、経済的、歴史的諸条件の下における具体的な行政課題との関連で、総合的かつ政策的見地から判断されるべき事項であり、首長制と間接民主制とを基本とする現行地方自治制度の下においては、このような判断は、当該地方公共団体の議会による民主的コントロールの下、当該地方公共団体の長の広範な裁量に委ねられているものというべきであるから、長の判断が著しく合理性を欠き、長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものと認められる場合に限り、上記各規定違反の違法性が肯定されると解すべきである。そして、上記の長に広範な裁量権を与えた趣旨からすると、長の判断の基礎とされた重要な事実を誤認があること等により同判断が全く事実の基礎を欠くものと認められる場合、又は事実に対する評価が明白に合理性を欠くこと等により長の判断が社会通念に照らして著しく妥当性を欠くことが明らかであるものと認められる場

合に限り、長の判断が上記の裁量権を逸脱又は濫用するものであると認めるのが相当である（最高裁昭和 53 年 10 月 4 日大法廷判決）。」（大阪高裁平成 17 年 7 月 27 日判決）とされている。

ア 本件舗装工事について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 42 条第 1 項では、道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もって一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならないとされている。市は、道路管理者として、幹線道路だけでなく、生活道路などの全市道を管理しており、地元からの要望による生活道路の整備も含めた本市全体の道路工事について、限られた予算の中で、必要な時期に必要な区間の整備を行っている。請求人は、工事を分離して施工することにより工事費及び人的な経費が増加すると主張しているが、市が道路管理者として、道路の安全性、適切な交通規制による安全管理や利用者の定時性を確保することが不可欠であることに鑑みれば、「1 確認した事実」(1)イのとおり、本件舗装工事が修繕計画に基づくもの及び道路状態が悪く優先的な工事が必要なものとして限られた予算の中で必要な時期に必要な区間の整備を実施することとした判断は妥当といえる。

よって、本件舗装工事を実施することとした市長の判断が、著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

イ 本件取替工事について

「1 確認した事実」(2)によると、取替対象となるマンホール蓋については、ストックマネジメント計画、定期的な施設の点検・パトロール等、市民からの通報により劣化及び損傷の進行具合、「がたつき」・「音鳴り」の状況や浮上・飛散防止機能の有無など総合的に判断している。本件取替工事は、ストックマネジメント計画及び緊急対応により実施されたものであり、本件取替工事の対象となったマンホール蓋については、平成 8 年以前に製造されたものであり、浮上・飛散防止機能が備わっていないものであったことが現地確認されていた。

請求人は、歩道や車が通らない場所にあるマンホール蓋の取替工事は費用の損害であると主張しているが、日常的な維持管理を行っても不確実性によってもたらされるリスクを考え、リスクによる被害を未然に防止し、下水道施設の安全性、信頼性を確保することの重要性に鑑みれば、本件取替工事を実施することとした市長の判断は妥当といえ、著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は

濫用するものとは認められない。

ウ 本件委託契約について

「1 確認した事実」(3)アによると、第1工場の役割は、主に市民の持込ごみの受入れと処理を行っている。本件火災後、第1工場は市民の持込ごみの受入停止をしていたが、令和4年3月1日より市民の持込ごみの仕分けスペースとして再開していた。また、「1 確認した事実」(3)イによると、本件火災後、焼却炉の稼働はなかったものの、ごみピット内のごみの再火災の確認のための監視体制強化、放水を実施する春日井市消防本部のサポートや放水により発生した排水の処理、市民の持込ごみの受入再開後は持込ごみの第2工場への搬出などの業務が増加していた。このような状況に鑑みれば、市民の持込ごみの受入を停止した期間があったものの本件委託契約を減額しないこととした市長の判断が、著しく合理性を欠き、市長に与えられた広範な裁量権を逸脱又は濫用するものとは認められない。

したがって、本件舗装工事、本件取替工事及び本件委託契約については、違法性・不当性は見受けられず、適正な予算の執行であるといえる。

以上のことから、本件舗装工事、本件取替工事及び本件委託契約に係る違法・不当な支出は認められない。

3 結論

令和4年度高蔵寺ニュータウン内の市道白山線において道路舗装工事を分離して施工することにより増加する工事費及び人的な経費を支出すること、令和4年度高蔵寺ニュータウン内において杜撰な調査による歩道や車が通らない場所にあるマンホール蓋の取替工事に要する費用を支出すること、令和4年1月に発生したクリーンセンター第1工場の火災により第1工場が休止したにもかかわらず管理委託費が減額されていないことが、違法・不当な公金の支出であるという請求人の主張には理由がないと認められるので、これらを棄却する。また、その余の請求については住民監査請求の対象となる財務会計上の行為に当たらないので、これを却下する。

4 意見

本件請求における監査委員の結論は以上のとおりであるが、今回の監査をとおして次の意見を申し添えることとする。

今後も公共施設等の維持管理に係る費用規模は大きいものとなると考え

られることから、将来を見据えた計画と適切な予算編成のもと、内部統制機能を十分に発揮し、財務事務の適切な執行に引き続き努められたい。

春日井市職員措置請求書

令和4年12月13日

春日井市監査委員

代表 森 鋭一

鈴木 直樹

加納 満

村上 慎二郎

春日井市〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇

住民監査請求

別紙、[1]～[5]について、住民監査請求をします。

- [1] 令和4年度に高蔵寺ニュータウン内の市道白山線で3回目の舗装工事が施行されています。
工事を分離により増える工事費及び工事の分離による人的な損害と責任についての監査。
- [2] 令和4年度高蔵ニュータウン内のマンホール取替について
歩道や車も乗らないマンホールの取替をしているが、杜撰な調査による取替工事に関する費用の損害ではないか、監査が必要。
- [3] 令和4年1月に発生したクリーンセンター第1工場の火災について
クリーンセンター第1工場焼却設備オーバホール工事により、令和3年12月22日から令和4年3月15日まで焼却炉は休止状況であり、火災が発生したか監査が必要である。
- [4] クリーンセンター第1工場の火災により、工場が休止したことにより工場の管理委託費の減額がされないのか？
- [5] 春日井市ごみの処理について、クリーンセンター第2工場は280t/日の処理能力が有るのに第一工場、第二工場を維持に関する管理損害するのか
監査が必要。
- [1] ~ [5] について春日井市長に責任と損害を請求します。